

第3期野洲市地域福祉計画 第2回策定委員会 議事録

日 時：令和2年6月22日（月）14：00～16：15

場 所：人権センター2階 交流研修室

参加者：（順不同、敬称略）

策定委員：酒井、立入、辻、田中修、山口、田中陽子、浅田、政本、水島、荒川、石原、南、
長尾、吉田（14人 / 15人）

事務局等：（報告者；市 小林、井島、 社協 木村）
（社 協；遠藤、水谷、高岡、富田、久野）（コンサルティング事業者；西川）
（市 ；赤坂、田中英子、井狩、 田中明、徳田、樋渡、宇都宮）

1. はじめに 部長挨拶（吉田部長）

2. 策定委員について

- ・事務局より、過半数の委員の出席（委員14名出席）により、本会議成立についての報告
- ・会議録作成のため、録音及び写真撮影について了承いただくことの説明
- ・事務局等の紹介

3. 議 事

委員長：新型コロナウイルスで本当に普段の暮らしが一変する事態になってしまい、この委員会も1か月ほど延期となりました。それでも 関わらず、皆さんご参集いただき、本当にありがとうございます。まさしく「ふだんの暮らし」をどうしていくのか、この計画の中でしっかりと考えていかないといけない 事態に陥っていると実感しています。それをどのような形で計画に盛り込むのかというのは、また皆さんからの忌憚のないご意見をいただいて、計画に反映していけたらと 思っているところですので、また今日もよろしくお願いいたします。

（1）令和元年度 第2期野洲市地域福祉計画の評価と検証

①取組番号19番 障がい者就労体験事業（障がい者自立支援課）

- ・事務局より、資料2-2「障がい者就労体験事業の評価と検証」
について説明

<質疑>

浅田委員：就労体験は年々減っている。説明でも言われていたが、中身もマンネリ化していると思う。4ページに各事業所さんの表があるが、近年で利用しているのは、出会いの家と養護学校で、出会いの家は就労移行支援をしていて、そこから一般就労につなげるということで、年に数人程度出していると思う。養護学校も実習があり、1年生で年1回、2年生で年2回、3年生で年3～4回程度ある。養護学校の場合、先生がついて行く。市役所の実習はどうか知らないが、他の作業所で実習する時は、一日中付いてくれているので、その調整の都合などもあるのかもしれない。そういうことも踏まえて、本当



にこういう形で続けるのが良いのか、例えば民間に頼んで何か違うことをするように考えた方が良いのか、検討する必要があると思うので、就労部会とかでまた協議していただきたいと思う。評価と検証とあるが、評価としては○、△、×のどれになるのか。

事務局：各課での自己評価については、資料2にあるように、進捗状況は「○」と評価されている。この場でお願いする評価と検証は、○・△・×という形ではなくて、実際にどういうことをしたのかということについて、ご意見等をいただきたいと考えている。

立入委員：資料をみると、評価の最後に、継続しない事業となっているが、この部分はどう見たら良いのか。

事務局：前回お送りしたA3サイズの資料のことだと思うが、第3期計画を策定するにあたって、第2期計画の時には、個別計画で取り組んでいる内容についても地域福祉計画の中で見ていくという形にしていたが、第3期計画からは、障がい者計画や子ども・子育て支援事業計画とかの分野別計画については、それぞれの計画で評価検証、取組みの進捗状況の確認をしてもらうことを原則にしていきたいと思っている。就労体験事業についても、基本的には障がい者基本計画や障がい福祉計画で進捗をみてもらうことが可能であると考えている。このため、各担当課で第3期計画に引き継ぐかどうかという意見を聞いて整理したのが、A3横長の資料となっている。基本的には、分野別の個別計画でみていくことが可能な事業については、そちらでお願いしていくよう、事務局としては考えている。

石原委員：4ページ目、就労体験の事業所利用状況のデータが提示されているが、野洲市の数値だけになっている。検証や評価にあたっては、他市、大津市や守山市などの状況がどうなのかということも知りたい。野洲市だけでなく、滋賀県としてはどんな状況なのか。その中で野洲市がどんな位置にあるのか。他市で優れているところは何かというところも検証の中で出していただけたら、今後何をしたら良いのか分かりやすいと思う。

事務局：他市の状況は把握していない。非常に貴重なご意見だと思うので、他市の動向も注視しながら、今後の計画の中で考えていきたいと思う。

浅田委員：これは野洲市独自で始めた事業ではないのか。他市ではあまりしていないと思うが。

事務局：野洲市独自で始めている。ただ、似通った事業を他市が現時点で実施しているかどうかは把握していないので、情報収集をして、実施している場合はそういった意見も入れながら考えていきたい。

石原委員：資料を見ると、国でも色々と法整備をしている。25年に障害者総合支援法とか、色々と法律が施行されているので、他市も同じような活動を考えていると思う。県内全体で広い目で見えていただけたらと思う。

事務局：広く検討していきたいと思う。

南委員：日数が1～2日間となっているが、実施期間を3～5日間にして、継続した中での個々の課題を見られればと思う。どんな方でも、1～2日で学べることとか、周りが理解できることは、とても少ない。それこそ3日目、4日目にして初めて分かること、気付くこともあり、そこで初めて成長が見られたり、理解が得られたりすると思うので、まず日数がすごく短い理由を知りたい。また、就職先は一般企業と説明していたが、なぜ市で体験をしているのか。市にそのまま就職されるわけではないのに、市で体験を

してから、一般企業に行くのは、少し遠回りのように感じるが、どうか。

事務局：まず日数については、資料5枚目の特別支援学校の意見にも「実施期間を3～5日にしてはどうか」との意見をいただいた。特に3～5日間がダメだという形で募集をしたわけではないが、プログラムを考える時に、当然職員と一緒に作業をすることになるので、どのような仕事を一緒にできるか考えている。しかし、職員も普段は他の業務、専門性のある業務も含めてしている状況の中で、正直なかなか3～5日間、一緒に作業するのは難しく、そうすると1～2日の事業になってしまうところが大いと思われる。また就労体験が平成22年に始まった時は、なかなか職場体験が無かった時代であったので、たとえ短期間であっても機会を確保して体験をいただくというところから始まった。それがだんだんと、法整備もあり、現在に至っている。

②取組番号4番 介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり

(生活支援体制整備事業：社会福祉協議会・地域包括支援センター)

・事務局より、「介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり」について説明

<質疑>

浅田委員：総合計画の審議をしている中でも、ピンピンコロリという言葉

で言ったことがあるが、死ぬまではピンピンして、コロリと死ぬのが、やはり一番良いと思っている。そのためには、子どもを交えた色々な活動があると良いと考える。先日、新聞にも載っていたが、須原のゆりかご水田で魚をすくったり、そういう取組みを広めていく。最近は自宅の2階を開放している地区もある。それは、その人がリーダーシップのある人なので実施をしてくれているが、リーダーシップがなくても、

何かやりたいと思っている人は結構いると思う。そういう人達を見付けるとか、何かの機会にそんな話が耳に入ったら、それを後押ししてあげるような施策を、地域福祉計画が良いのか総合計画が良いのか分からないが、展開していけたらと思う。



(2) 第3期地域福祉計画について

①法改正の情報提供

・事務局より、資料3「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要」について説明

<質疑>

特になし

②地域福祉計画と地域福祉活動計画について

・事務局より、資料5「第3期地域福祉計画に向けての社会福祉協議会の考え方」について説明

<質疑>

田中^修委員：コミュニティソーシャルワーカーは、これは何かの資格になるのか。

事務局：社協職員の中で、コミュニティソーシャルワーカーという役割を持つ職員を配置していくという形になる。

委員長：今は、それぞれの地域で担当職員が決まっていて、その人がコミュニティソーシャルワーカーというイメージになるのか。

事務局：そこまでにはなっていないのが現状である。1人の課題を解決するために、その住民や関係機関だけではなかなか解決につながらないところを、専門職とつなぐとか、一緒にという形でつなぎ役をする役割を担う職員になる。そういったものが皆でもできるよう、職員のスキルアップとか、地域の配置も検討していけたらと思っている。

委員長：ある程度はそういう形で進めてきたが、それをもっと明確にして、地域ごとに位置づけて配置をして、連携しながら進めていくという理解で良いか。

事務局：そうです。

田中^修委員：現在、市民生活相談の相談窓口が本庁にあって、そこへ行って相談されている方と社協へ行ってされている方と、混乱するのではないか。社会福祉協議会がそういう福祉の窓口になるという位置付けにして、きちんと分けるのは難しいのか。と言うのは、福祉のことも、何でもかんでも現在は本庁の市民生活相談の窓口に行く感じになっている。この計画には、福祉に関係することについては、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが野洲市内全域を担当されるという形で記載されるという解釈で良いか。

委員長：そのあたりは今後、市とも協議をして、どこが何を担うかということも明確に書いていく。ご意見いただいた内容が明確になるような書きぶりにできるよう、内部でも検討させていただく。

立入委員：活動計画は、実態として、事業それぞれに人の問題と財源の問題が必ずある。一体化する中で、地域福祉計画は次年度からという表現がされているのと、一方では、具体的に60事業が書いている。社協が全体的に担うということは分かるが、人と財源の絡みはどう考えていったら良いのか。事業活動計画は基本的には民間の活動計画なので、そのあたりは行政側としてどう考えていただいているのか。

事務局：第一義的な話になるが、今回、第2期の地域福祉計画との関係は全く変わるので、そこはまずご理解いただきたい。第2次地域福祉活動計画は、どちらかという社協の活動計画という認識であったので、それを引き継ぐものではないというのが、今回の第3次地域福祉活動計画の内容になる。今回、レイアウトイメージという資料も提示しているが、その中の11ページに施策の展開とあるように、大きな基本目標や重点的な取組みの部分については、地域福祉計画の部分の話になると思う。その後で、これを実現するためにどうしていくかというアクションプラン的な要素が、地域福祉活動計画と呼ばれる内容になる。例にもある通り、市民がすること、民間事業者がすること、市が取り組むこと、社協が取り組むこと、順番の変更等はあると思うが、今回の活動計画は、社協だけがこれをしますと書くものではなくて、福祉計画の目標として作ったものに対して、それぞれの立場でどういうことができるか、どういうことに取り組んでいくかというこ

とを書いていくものが、地域福祉活動計画になると整理をしている。細かいところと言うと、もちろん人材とか予算という話も出てくるとは思うが、実際上は、社協だけ、市だけという話ではなくて、皆さんで集まって 10 年後の野洲市をどうしていこうかと考えていただく、その地域福祉計画で出てくる各目標に対して、それぞれの細かい達成指標の部分が活動計画になってくる。それぞれ達成していけば、おのずと地域福祉計画の目標が達成されるという関係性と認識している。A3 縦長の資料の中の、基本目標とか重点的な取組みまでのところが、地域福祉計画としてどうしていくかということを書いていく中身であって、その中に細かく色々、あいさつ運動等と書いてある部分が地域福祉活動計画にあたるという整理をしている。ただ、どこからが福祉計画で、どこからが活動計画かという明確な線引きをするものではなく、一体的に作ってそれぞれの立場で役割を持って、この基本理念を達成していこうというようにすり合わせをしている。概念的な、表現的な部分で分かりにくいのが、大きな目標を作るのが地域福祉計画で、その目標を達成するための具体的なアクションプランとして、市として、社協として、各団体としてはこういう取組みができるという部分は活動計画という形になる。そういう関係性のもので、表現上、名称としては地域福祉計画という計画名を使っているが、そういうものを作っていく作業に集まっていた。

委員長:少しイメージしづらい部分かもしれないが、これまで別々だったものを一体的に策定していくことになる。色々な基本目標等々がある中で、この部分はどこが担うかということも描きながら、まさしく地域で、すべての住民を初めとして、色々な関係機関が地域福祉を進めていくために、連携・協働して取り組みを進めていく計画を一体的に作ろうという考え方となる。



立入委員:現在の地域福祉計画で、基本目標 1 の重点項目で、子どものことについては子ども・子育て支援事業計画の方に移っている。項目全部が第 3 期計画からは外れるが、子どものことでも、例えば、子どもの貧困については新しい計画の項目として挙がっているが、どういう理解をすれば良いか。

事務局:子どもの計画、障がいの計画、自殺対策、健康などの分野別計画が整っていて対応している部分については、基本的にそちらで対応いただくのが原則として考えている。それは、今回の地域福祉計画は上位計画という位置づけをされたので、下位でやっていることを、わざわざもう一度上位で取り上げる必要はないと考えている。今までの地域福祉計画の場合は、子ども・子育て支援事業計画がありながらも、同じ内容をもう一度地域福祉計画にも入れていた。それは二重なので不要ということで削除して、その部分は子ども・子育て支援事業計画できちんと対応いただいていることで、地域福祉計画に包含する形になる。無いからといって、子どものことをまったくしないということではない。同じように、介護保険とか障がいのこととかについては、分野別計画できっちり押さえていくという関係性で、地域福祉計画として第 3 期計画で引き継ぐかどうかという処理をした。

浅田委員：その説明は逆のような気がする。地域福祉計画が上位計画で、その中に色々な方針や理念があって、そこから下位の計画に下方展開されるべきで、最初に上位方針ありき、下位計画から色々なものをまとめたものを持ってくるのではなくて、逆ではないか。地域福祉計画には、すべて方針が載って、それを受けて展開していく。それで良いと思う。そうすると、活動計画は下位計画のような感じにならないか。ぶら下がっている他計画と同列になるのではないかという気がして、そこを整理してほしい。



事務局：明確な答えは用意できていないが、上位・下位の関係性にはならないと認識している。と言うのも、障がいとか子どもの計画も、実際には理念があり、活動計画がある。今回の地域福祉計画の中で言うところの活動計画が、そこと同列という扱いにすると整理の仕方が難しくなると思う。実際上は、活動計画と地域福祉計画が横並びであって、そこにそれぞれの分野別計画が、下につながるようなイメージになると思っている。

委員長：もともと、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、連携の形であった。活動計画は法律がないが、地域福祉計画は法律で規定されていて、今回上位計画という説明がされている。各分野の計画をまとめる、統括、総括するようなイメージの計画として位置づけることになった。そこに活動計画をどう位置づけるかということは、ここでどうするかを考えたら良いと思う。活動計画も法律関係なくという言い方は変だが、実際にアクションプランとしてどうするかという計画だと思う。その位置づけを含め、こんな形にしましょうという野洲独自の地域福祉計画をどう作るかというのを、ご議論いただいて、最終的にどう位置づけていくかを考えていくという方向でどうか。

事務局：実際問題は資料7として、今の話をどう整理していくかと通ずるところにもなると思うが、今回の計画の名称について、今回は地域福祉計画だけを作るものではないので、地域福祉計画と活動計画を併せた名前を考えていただきたいということでお願いをしていたと思う。話が出ている地域福祉計画と活動計画をどうするかという議論をしていくと、必然的にこの名称がどうなるのかということにつながってくると思う。やり方は色々あると思うが、具体的にどう作っていくかという中身、計画名の話だけではなくて、基本理念や基本方針、基本目標、重点的な取り組み、さらに個別の取り組みについて、どう整理をしていくかを考えると、必然的に活動計画の中身になると考える。この議論についてここで回答というより、その話も意識しながら次の議論に入っていくような形で、このまま話を続けていただけたらと思う。

③タウンミーティングの状況について

・事務局より、資料6「タウンミーティングのお願い」について説明

<質疑>

特になし（承認）

④計画の素案について

- ・事務局より、資料7「基本理念等について（事務局素案 たたき台）ほか」より、基本理念について説明

<質疑>

委員長：基本理念の部分について、意見ををお願いしたい。

浅田委員：「ともに生き」のところ、これを使ってもらったら良いと思うが、「安全」を入れるかどうかと思う。「安全安心なまち やす」というのがあって、総合計画でも安全安心を謳っているのだから、入れてはどうかと思う。

事務局：「支えあう」の後ろか。

浅田委員：「ともに支えあう安全で安心して暮らせるまち」のような形。

南委員：安全という単語について、安全と安心の言葉は、同じようで全然違うということを普段から防災を広げている関係でお伝えしている。安心はソフト面で、安全はハード面。気持ち的なことなのか、実際、その設備や物が整っているかどうかという大きな違いがあると認識している。そういう意味では、安全とつけるにあたって、安全の定義が何になるのかを知りたい。安心の定義は書いてくれているのですごく納得できたが、安全を入れることに関しては、入れるのが悪いとかではなくて、説明を受けた時に、安心に対してはこういう意味があるという説明ができるが、安全については何が安全なのか漠然としている気がするのだから、それをお聞きしたい。

委員長：私のイメージでいくと、いわゆる防犯・防災という部分もあると思う。災害が起きた時に、予防という部分もちろにあるが、起きないようにとか、犯罪も起きない地域が良いわけで、安全な環境を作りつつ、それができれば安心につながるのだと思う。定義と言われると難しいが、考え方みたいなところで話をさせていただいた。



吉田部長：安全の定義を問われると悩むが、基本的には安全が確保できて、初めて安心が感じられるという、その流れでセットになると思う。

立入委員：色々な考え方があると思う。事務局で地域福祉計画が上位計画という話もあって、ぶら下がっている障がい者とか子ども・子育て支援計画の中で、「すべての人が」という言葉が出ている。上位計画としての基本理念は、ぶら下がっている計画の言葉から持ってくるのも一つの考え方だと思う。そう考えると、ぶら下がっている計画のすべては把握できていない中で、障がい者基本計画及び子ども・子育て支援事業計画では、「すべての人」という言葉を使っているのだから、地域福祉計画の表現で、しっかりと下位計画に指揮すべきではないかという考え方から、「すべての人」が良いと思う。

委員長：「誰もが」とか「みんなが」とか、「すべての人」を入れるか入れないかという部分で、「すべての人が」が必要ではないかという意見だったと思う。安全については、どうか。

事務局：持ち帰る。

委員長：しっかりと説明をした上で、安全という言葉を入れる方が良いのではないかという意見ということで良いか。

田中^修委員：地域福祉計画の中で、16 ページに書かれているが、災害が起きた時の福祉避難所などは、こちらで設置されるのか。

委員 長：災害等が起きた時の福祉避難所についても、地域福祉計画の中で盛り込むのかどうかという質問になる。

長尾部長：その点については、地域防災計画で対応させていただきたいと思っている。

委員 長：防災計画に盛り込まれるとのことであるが、地域福祉計画は防災計画が下にないが、良いか。

長尾部長：下位ではなくて、横の連携と考えていただけたらと思う。福祉に関しては上位という形であるが、他の部分で言うと連携という形もあるので、あくまでもそこは連携という形をとりたいと思う。

田中^修委員：立地適正化計画改訂版が書かれているが、野洲市全体の中で、福祉避難所を設置されるのかどうかの確認をしたい。

長尾部長：立地適正化計画と避難所は直接関係ないと思う。避難所の関係は地域防災計画の方になると思う。

委員 長：市の色々な計画はすべて関連付いていて、その中で、必要な内容については盛り込む必要があるし、その取捨選択、関係性とか位置づけなども踏まえて、最終的な内容として検討していくというところでよろしいか。

今日のところの案として基本理念について読み上げさせていただくが、「すべての人がともに生き、ともに支えあう、安全で安心して暮らせるまち やす」ということで、賛成の方は拍手をお願いしたい。

委員一同：(拍手)

委員 長：ありがとうございました。

・事務局より、資料 7「基本理念等について（事務局素案 たたき台）ほか」より、基本方針について説明

<質疑>

委員 長：今の基本方針、2つのキーワードについて、意見等をお願いしたい。

特に意見等が無いようであれば、賛成の方は拍手をお願いしたい。

委員一同：(拍手)

委員 長：ありがとうございます。それでは、キーワードは「おたがいさま」と「少しのおせっかい」で決めさせていただく。

・事務局より、資料 7「基本理念等について（事務局素案 たたき台）ほか」より、基本目標について説明

<質疑>

委員 長：基本目標 1「ともに支えあう地域づくり 地域づくり活動への市民参加」について、意見等をお願いしたい。私から、市民参加で良いのかという部分が気になっていて、まだ



多く市民が主体的に活動するという状況にないのが現実だとは思ひ、一人ひとりが、それぞれの意思で活動していただくのが住民主体ということだと考える。そういったところをどんどん進めていけるような計画にしていけたらと思うが、市民参加というとし、一歩引いたイメージがあるので、その部分でもう少し考えられないかと思う。主体的に活動と言うだけでは無理なので、それを支援しますというような中身にできないかと考えるが、何と話をしていたか忘れてしまった。

浅田委員：委員長の考えに私も賛成なので、ぜひ次回までに思い出していただきたい。

長尾部長：支援という言葉はどこかに入れれば良いと思う。

委員長：主体的に活動してもらえよう支援なのか、そういう体制を推進していくということか。

吉田部長：「市民が主体となる地域福祉活動への支援」で良いのではないか。

浅田委員：それは目標ではない。何かをするための支援だと、それは施策とか対策になると思う。

委員長：基本目標Ⅱ「地域生活を支える仕組みづくり 安心して相談できる体制」について、意見があればお願いしたい。特に無いようなので、基本目標Ⅲ「地域と連携した福祉活動の推進 地域福祉を育てる支援活動」についてお願いしたい。地域福祉を「育てる」という表現は気になる。

浅田委員：サブタイトルの言葉が要るのかどうか。

委員長：いただいたのは、サブタイトルは抜きにして、基本目標Ⅲは「地域と連携した福祉活動の推進」で良いのではないかという意見だが、それについてどうか。サブタイトルを無くすということ良ければ、拍手をお願いしたい。

委員一同：(拍手)

委員長：それでは、その形にさせていただく。最後の基本目標Ⅳ「計画の実践的な運用」について、意見をお願いしたい。

事務局：実際には、各計画の進捗は各計画でしてくれるので、その分の総まとめと言うか、各計画と関連してくる部分がたくさんあるので、その部分についてこの中で確認とか点検をしていくという形になると思う。

委員長：総合的に評価することだが、評価だけではない。

事務局：実務的な話でいくと、共通する項目をこの計画でも見ていくことになるので、他計画と関連するところのスリム化を図ろうということも入れている。立ち位置的には「その他」みたいな形になる。

浅田委員：地域福祉計画がどういうものかということがあって、他計画とどう絡んで、どう運用していくのか、そういう話だと思うので、決して目標ではない。だから、目標としてあがっているが、あまり言葉にとらわれなくても良いのではないか。

委員長：確かに目標ではない。もちろん、進捗管理とか今後どうするかという項目は入れないといけないが、目標として挙げる内容ではないということで、3つの目標で良いか。基本目標は、基本目標Ⅰは「ともに支えあう地域づくり」で、サブタイトルは私と事務局の宿題になる。基本目標Ⅱは「地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制」、基本目標Ⅲは「地域と連携した福祉活動の推進」とし、基本目標Ⅳは省くということとでよろしいか。

委員一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。

事務局：基本目標を整理させていただいた上で、重点取り組みの表現についてもまた再度提案をさせていただこうと思う。また、今日は時間のない中で急いで話を進めていただいているところもある。皆さんメールは苦手かもしれないが、メーリングリストの方でも発言いただいて、議論ができたらと思う。



4. 今後のスケジュール等その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明

5. 閉 会